

定例会議の開催状況

第1 開催日時

令和7年9月4日（木） 午後0時50分～午後3時55分

第2 開催場所

公安委員会室

第3 出席者

1 公安委員会

上枝委員長、岡委員、大石委員

2 警察本部

本部長、警務部長、生活安全部長、刑事部長、交通部長、警備部長、
首席監察官、情報通信部長、公安委員会補佐官

3 陪席

総務課長

第4 議題事項

指定暴力団「二代目親和会」の第12回指定に係る意見聴取の実施について

県警察から、指定暴力団二代目親和会に対する暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第3条の規定による第12回指定に向け、同法第5条第1項の公開による意見聴取を実施する旨の説明があり、審議の上、了承した。

第5 報告事項

1 令和7年全国優良警察職員表彰被表彰者の決定について

県警察から、令和7年の全国優良警察職員表彰の被表彰者が決定した旨の報告があった。

委員から、「現職の警察官が、長年の功績を顕彰されることは、本人はもとより他の職員にとってもモチベーション向上につながる。今回の表彰に対して、心よりお慶び申し上げる」、「被表彰者は、留置部門の勤務経歴が長いようであるが、留置業務は、事件を解決するなどの華々しいものではなく、日々、基本を厳守して被留置者の適正処遇に努めるなど、目立たず地味な業務かもしれないが、事件捜査等と並んで非常に重要な業務であり、また、一たび、被留置者の逃走事案や自殺事案等が発生す

ると、取り返しのつかないことになるなど、大変責任の重い厳しい業務である。今回の表彰は、長年、被表彰者が基本を忠実にしっかりと留置業務に取り組んだ結果だと思う」旨の発言があり、県警察から、「逮捕後から移送・釈放までの間、被留置者の適正処遇に努める留置管理課職員は、大変苦勞している。このような職員の勞に報い、モチベーションの維持向上を図る意味合いでも、愚直に職務に取り組む職員に対しては、個別に表彰するなどの対応を行っている」旨の説明があった。

2 警護の実施について

県警察から、8月中の警護の実施について報告があった。

委員から、「今回は、長時間の警護であったようだが、しっかりと任務を全うしていただいた結果、特異事案もなく良かったと思う」旨の発言があった。

第6 決裁

公安委員会定例会議会議録の作成及び公表について

(令和7年7月10日、同月17日、同月31日開催分)

第7 その他

1 警察署協議会への陪席について

委員から、令和7年9月2日開催の令和7年度第2回さぬき警察署協議会に陪席した所感として、「協議会の中で、委員が、「駐在所を無くさないで欲しい」等と発言していたことが印象に残った。一昔前は、駐在所に行くとき必ずお巡りさんやその家族がおり、地域の方にとっては、その当たり前前の方が非常に心強く安心感もあったようだ。今では、交番や駐在所に警察官が不在の場合でも、すぐに警察署から駆けつけてくれるが、やはり、地域住民にとって安心・安全のシンボルである駐在所の警察官の存在は大きいことが改めて分かった。その他、警察署側から協議会委員に対して、近年の県警察の課題である「人材確保に向けた取組方策」、「特殊詐欺、SNS型投資・ロマンス詐欺防止方策」、「自転車のマナーアップ方策」について意見等を求めているが、警察側と協議会委員が活発に意見交換が行えていたと感じた」旨の発言があった。

2 個人情報を含む書類紛失事案に対する防止策について

県警察から、活動中の地域警察官による画板の紛失事案を受け、個人情報を含む書類紛失事案に対する防止対策について報告があった。

3 地域警察ウェアラブルカメラの運用について

県警察から、地域警察官の現場活動状況を撮影することにより、「警察

官が犯罪等を現認した場合の客観的証拠の保全」、「職務執行の適正性を客観的に検証できるように記録」等することを目的にウェアラブルカメラを運用する旨の報告があった。

4 二代目親和会第 12 回指定にかかる意見聴取の実施要領について

県警察から、二代目親和会第 12 回指定にかかる意見聴取の運用要領について報告があった。

5 中国四国管区内公安委員会連絡会議における発表資料について

県警察から、令和 7 年 10 月 27 日（月）に開催される第 8 回管区内公安委員会連絡会議での発表資料「公安委員会の管理機能の充実化」について報告があった。

6 運転免許の取消し等の審議について

県警察から、運転免許の取消し等に係る意見の聴取等について報告があり、審議の上、処分内容を決定した。